

委員会の運営における重大な不備

先月の広報誌で、委員会が行う調査が不適切に運用されていると指摘しました。とりわけ、産業厚生委員会においては、閉会中の調査に関しておよそ形式をなしていなかった^{*1}事実が判明しています。

2月28日の委員長への
書面通知の内容



▶ 規則違反を繰り返す悪質な運用

実は、全く同じ不備が2021年10月に総務文教委員会でも生じており、当時の山根委員長へ厳重注意を行った経緯があります。このたびは、産業厚生委員会でも山根委員長によって再び同様の不備が発生しました。

2021年11月に当時の穴戸議長とともに山根委員長が釈明された際、再発防止の策を示すよう伝え、その後に書面でも説明を求めました。もっとも、山根委員長は回答をしないまま、挙げ句に同じ不備を繰り返されています。責任ある委員長の立場としては、問題のある対応と言わざるを得ません。

▶ コンプライアンスに対する意識の欠如

委員会の調査は強力な権限であるため、会議規則に基づく厳格な運用が求められます。その意味で、自分たちの都合で規則をないがしろにする姿勢は、権力の乱用に他なりません。コンプライアンス（法令等遵守）が重要とされる中、議会の存在意義が問われる由々しき事態です。改めて山根委員長に対しては、社会の構成員として当然の規範意識を備えるよう要請しています。

「議会だより」の問題点

1月号でも指摘しましたが、議会から発行される議会だよりでは議会の実態が正しく伝えられていません。以下では問題点について改めて整理しておきます。

▶ 一般質問における不備

2月15日発行の議会だよりから、一般質問のまとめ(P14)の中に「発言は本人が文章を作成しています(文責は議員本人に帰属します)」という文言が記載されています。作成段階において執行部から「内容が事実と異なる」と指摘しましたが、その指摘に対して議会広報特別委員会(新田委員長)は修正せず、責任を回避するための釈明を加えた形となっています。

議員個人の責任が問われるのはもちろんですが、委員長と発行責任者である議長も市民への情報発信に対する責任を負うのは当然です。

▶ 恣意的な傍聴記の運用

また、裏表紙に掲載されている傍聴記においても、今回、新たに運用の方針が記載されました。実際に傍聴記を書いた方の話も踏まえれば、議会に批判的な感想を掲載しない理由として追加されたものと考えられます。議会を公開し感想を求めている以上、実態を歪曲することなく市民へ伝えるべきです。

県政に対する市民の理解

この度、県政について市民へ伝えるため、玉重県議に議会活動に関するインタビューを申し入れました。残念ながら、県議から「今回は都合がつかない」と謝絶があり、企画は実現しませんでした。県政に対しても広く市民が関心を持てるような工夫が必要と考えられます。

▶ 市政と県政の距離に課題

2020年8月の市長就任以来、玉重県議と面談の機会を持ったのは1回^{*2}にとどまっています。行政組織としては市と県、首長としては市長と県知事という構図で成り立っているものの、県政を担う県議の活動として市の状況を把握する必要はあるはず。市政と県政の距離を近づける取り組みが求められます。

[※1] 地方自治法の第109条、会議規則の第103条、第109条に対する違反。

[※2] 2020年8月に市長に就任した際、当時の状況として新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由に県議会へのあいさつを見合わせていたところ、玉重県議が県議会議長へあいさつに行くようにと申し入れに來られましたが、市政に関して特段の意見交換等は行っていません。なお、「県知事へも同様の対応をとっている」と説明したものの、県議があいさつを強く求められたため、最終的には県議会へ出向くようにし、追って県知事へ釈明しました。

市長 石丸 伸二

《主な動き》

2/3	面談	熊高議員と入城500年記念事業等について意見交換。
2/6	面談	田邊議員とインターンシップ生を交えて意見交換。
2/6	面談	熊高議員と飲食関連事業について意見交換。
2/7	面談	金行議員とスポーツ事業等について意見交換。
2/8	面談	南澤議員と入城500年記念事業について意見交換。
2/14	議員への書面通知	先川議員と山根議員に対して、一般質問における不適切な言動を改めるよう警告。
2/15	議長への書面通知	議長に対して不適切な一般質問を是正するよう要請。
2/28	委員長への書面通知	山根委員長(産業厚生常任委員)に対して、閉会中の継続調査における重大な不備について指摘。